

「船橋市市政モニター実施要領」

(目的)

第1条 この要領は、船橋市市政モニターに関する規則（以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定める。

(選出基準)

第2条 モニターの選出は、応募の先着順にて行い、「船橋市市政モニターに関する規則」第2条に規定する定数に達した時点で募集を締め切る。

(禁止行為)

第3条 モニターは、以下に該当する行為又はその恐れのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法律、条例又はその他の法令に反する行為
- (3) 本市、他のモニター又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他のモニター又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 本制度の運営を妨害する行為
- (6) その他、市長が不相当と判断する行為

(解職)

第4条 市長は、モニターが次のいずれかに該当したときは、委嘱を解くものとする。この場合においては、解職の通知は行わない。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 規則第5条に規定する職務の遂行が困難となったとき。
- (3) モニターが自己の都合で辞任を申し出たとき。
- (4) 第3条に規定する禁止事項に反したとき。

2 モニターは、前項第1号又は第2号の事由が生じたときには、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(留意事項)

第5条 モニターは、その職務にあたって次の事項に留意すること。

- (1) モニターは、市から規則第5条第2号に規定する職務について依頼があったときには、積極的に回答するものとする。
- (2) モニターは、住所等を変更したときには、速やかにその旨をモニター主管課に届け出ること。

(報償)

第6条 規則第5条第1号又は第2号に規定する職務を遂行したモニターには、予算の範囲内で記念品を翌年の3月までに進呈する。

(設置の有無)

第7条 規則第1条に規定する設置について、市政モニターに代わるべき者が置かれる場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。